

【報告論題】

小規模農業者の農業会計における「収穫基準」適用について —企業会計原則・所得税法および IAS41 の比較検討—

九州産業大学大学院経済・ビジネス研究科 博士前期課程 大木一也
九州産業大学教授 金川一夫

【要旨】

農業会計は農業者または農企業（以下、農業者と略す）の経営成績を理解するための情報を財務諸表利用者に対して十分に伝えているのであろうか。有益な情報を伝えるという意味において、農業会計は商・工業会計には存在しない欠陥があると考えられる。農業者が目指す最終的な成果は販売である。その前段階として農業者は収穫という成果を目指しているのである。農業会計は、この収穫という成果を表示しない。例えば製造業において、企業の生産活動の量と質は製造原価報告書が示す。これに対して農業者の生産活動の量と質を示す計算書類は、小規模な個人経営農業者において存在しない。この欠陥は以下に示す問題点に起因すると考える。

① 貨幣価値測定の問題

農業では支出・収入を伴わないために貨幣価値測定を行うことができない事象が多い。例えば、成長や増殖といった生物的变化、圃場の微生物による有機物の分解などである。これらの事象は、経営上重要である場合が多いが、会計情報として提供されない。

② 取得原価主義の問題

取得原価主義を厳格に適用した場合において、①で指摘した支出・収入を伴わない事象は、取得原価に一切含まれないこととなる。また、小規模農業者が複数品目を栽培する場合、共通間接費の配賦は不可能ではないが煩雑であるため実務的でないケースがある。

③ 収益認識基準の問題

公定価格制が崩壊した現在、公定価格制を根拠として収穫基準を採用できず、販売基準を採用することとなる。販売基準を採用した損益計算書は収穫高を表示できない。

④ 記帳のインセンティブの問題

農業者が自ら記帳するに足るインセンティブが存在しない。具体的には、JAバンクを通しての金銭の授受や農協の青色申告会による決算書作成代行などにより、農業者自

身による記帳が行われないことが原因である。JAに農産物の販売を委託する小規模農業者は、価格決定権を持たない。価格決定権を持たないことは、小規模農業者が原価意識を持つことを妨げている。

これらの問題点を示すために、簡略化した具体例を用いて企業会計原則・所得税法の計算規定およびIAS41の3つの制度に従った会計処理を行い、損益計算書等を作成する。3つの制度のいずれを用いても、収穫額は損益計算書等に表示されない。本研究の目的は、この比較検討を通して収穫額が表示されないという欠陥を指摘し、解決方法の一つを提示することである。